

狭山市協働推進協議会委員 公募案内

狭山市協働推進協議会は、狭山市協働によるまちづくり条例に基づき、設置されており、市長の諮問に応じ、基本的施策に関する事項その他協働によるまちづくりの推進に関する事項について協議を行う機関です。

この協議会は委員15名以内で組織され、委員のうち2名を市民の皆様から公募します。

1 委員の任期

令和7年8月1日から令和9年7月31日まで

2 募集人員

2名

3 委員の身分

地方公務員法に定める非常勤の特別職となり、会議に出席した際には報酬をお支払いします。

4 応募資格

(1) 本市に引き続き1年以上住所を有する方

(2) 18歳以上の方

(3) 本市の審議会等の委員になっていない方

※上記以外に、平日の昼間に開催される会議に出席できる方

5 提出書類

(1) 応募用紙

(2) 小論文（応募用紙または任意様式・600字以内）

テーマ：「狭山市において望む協働の姿について」

※小論文について、任意様式（A4サイズ）を使用する場合は、「テーマ」及び「氏名」を必ず記入してください。

※応募書類につきましては、自治文化課・各地区センター・公民館（富士見・水野・広瀬）に用意してあります。また、狭山市公式ホームページからもダウンロードできます。

【ホームページ <http://www.city.sayama.saitama.jp/>】

6 応募方法

- ・自治文化課窓口への持参、または郵送・メールにて提出してください。
※5月9日（金）必着
※メールの場合は、自治文化課へ送付した旨の電話連絡をお願いします。

7 募集期間

令和7年4月10日（木）～ 令和7年5月9日（金）まで（必着）

8 選考方法

提出いただいた書類に基づき、選考委員会で候補者を選考し、狭山市審議会等委員推薦委員会において総合的に判断し、選考します。なお、結果については応募者全員に連絡いたします。

9 その他

- ・会議については年2回程度を予定しています。
- ・提出書類については返却いたしません。
- ・提出書類については、当該委員選考の評価を行うことのみを使用し、公表等はいたしません。

10 問い合わせ先（提出先）

〒350-1380 狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市役所 市民部 自治文化課

電 話 04-2937-5749（直通）
04-2953-1111（内線2511）

メール culture@city.sayama.saitama.jp